

平成 19 年 11 月 22 日

各 位

不動産投信発行者名 トップリート投資法人  
代 表 者 名 執行役員 遠藤晋民  
(コード番号:8982)  
資産運用会社名 トップリート・アセットマネジメント株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 遠藤晋民  
問 合 せ 先 取締役企画・管理部長 林弘幸  
TEL. 03-3243-2181

資産運用会社における金融商品取引業の登録申請及び業務の方法の変更に関するお知らせ

トップリート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する資産運用会社であるトップリート・アセットマネジメント株式会社(以下「資産運用会社」といいます。)は、平成 19 年 11 月 22 日の取締役会におきまして、証券取引法等の一部を改正する法律附則(以下「附則」といいます。)第 159 条第 2 項の規定に基づき、金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第 29 条の 2 に規定する金融商品取引業(投資運用業)の登録申請書類を提出すること、及び、本登録申請書類の提出にあわせて、業務の方法の変更を行うことを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 登録申請の理由

資産運用会社は、附則第 159 条第 1 項の適用を受け、投資運用業の登録を受けたものとみなされていることに伴い、資産運用会社は附則第 159 条第 2 項の規定に基づき、登録申請書類及び添付書類(業務方法書を含みます。)を金商法施行日(平成 19 年 9 月 30 日)より3ヶ月以内に提出するものとされているため。

2. 資産運用会社の業務の方法の変更内容

(1) 金商法及び金融商品取引業等に関する内閣府令等に基づき、主に以下の変更。

「業務運営に関する基本原則」「業務執行の方法」「業務分掌の方法」等の明確化

「業として行う金融商品取引行為の種類」「苦情の解決のための体制」「投資運用業の種別」等の追加

(2) その他諸法令の制定又は改廃に伴い、根拠法令の修正、その他字句の修正など所要の変更。

3. その他

本登録申請は、本日以降速やかに提出する予定です。また、本業務の方法の変更は、本登録申請の受理をもって変更のこととします。

4. 運用状況の見直し

本件による平成 20 年 4 月期の運用状況への影響はなく、当該期の運用状況の見通しの修正はありません。

以 上

※ 本資料の配布先: 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス: [http:// www.top-reit.co.jp/](http://www.top-reit.co.jp/)